適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和７年11月28日

金融庁長官　伊藤　　豊
国土交通大臣　金子　恭之

1　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等

名称　株式会社ドリームキャリア
所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番１号

2　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和７年12月１日から令和９年11月30日まで